

神戸市会議員厚生会補助金交付要綱

平成19年2月7日改正

平成27年4月1日改正

令和5年2月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市会議員の健康及び教養の向上と相互親睦を図ることを目的として設立された神戸市会議員厚生会（以下「厚生会」という。）の事業に対する補助金の交付等に関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び割合)

第2条 補助金の交付対象の事業は、厚生会が実施する事業のうち健康診断事業及び研修会事業とする。

2 前項に規定する補助対象事業に対する補助金の支給割合は次のとおりとする。

(1) 健康診断事業－事業費の1/2

(2) 研修会事業－開催に要する事業費の2/3

(補助の上限額)

第3条 補助金は、年額1,800,000円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 厚生会は、補助金の交付を受けようとするときは、神戸市会議員厚生会補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、神戸市会議員厚生会補助金交付決定通知書（様式第2号）により厚生会に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が不適当であると認めるときは、神戸市会議員厚生会補助金不交付決定通知書（様式第3号）により厚生会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 厚生会は、前条第1項による交付決定の通知を受けたときは、神戸市会議員厚生会補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を厚生会に支払うものとする。

(交付の決定の取消し)

第7条 市長は、補助金が第2条第1項に規定する補助対象事業以外に使用されたとき、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反があったとき又は事業内容に変更が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこ

とができる。

(実績報告)

第8条 厚生会は、補助対象事業の終了後速やかに実績報告書及び収支報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受け、必要な審査を行い、補助金の交付額の確定を行ったときは、神戸市会議員厚生会補助金額確定通知書（様式第6号）により厚生会に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、第9条第1項の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第11条 厚生会は、補助対象に係る収入及び支出を予算及び決算に計上するほか、収支状況を台帳に記入し、支出の証拠書類とともに事業を完了した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

付 則

この要綱は、平成15年6月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年2月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

神戸市長
様

神戸市会議員厚生会
会長

神戸市会議員厚生会補助金交付申請書

年度神戸市会議員厚生会に対する補助金について、下記のとおり交付を申請いたします。

記

1 補助金交付申請額 ¥

2 事業計画

事業名	補助対象事業費内訳		
	事業費	補助率	補助金
健康診断			
人間ドック (頭部MR検査あり)			
人間ドック (頭部MR検査なし)			
研修会			
合計			

(様式第2号)

年 月 日

神戸市会議員厚生会
会長 様

神戸市長

神戸市会議員厚生会補助金交付決定通知書

先に 年 月 日付にて申請のあった、神戸市会議員厚生会に係る補助金を下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 円
- 2 交付条件
 - (1) この補助金は、神戸市会議員厚生会が実施する健康診断事業及び研修会事業に対する補助金として交付するものである。
なお、事業計画の変更を行う場合は、速やかに報告すること。
 - (2) 上記以外の目的に支出してはならない。
 - (3) 神戸市会議員厚生会補助金交付要綱に違反する場合は、補助金を返還しなければならない。
- 3 事業終了後は、速やかに収支決算報告書等を提出すること。

(様式第3号)

年 月 日

神戸市会議員厚生会
会長 様

神戸市長

神戸市会議員厚生会補助金不交付決定通知書

先に 年 月 日付にて申請のあった、神戸市会議員厚生会に係る補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

(様式第5号)

年 月 日

神戸市長
様

神戸市会議員厚生会
会長

収支報告書

年度神戸市会議員厚生会の補助対象に係る事業収支結果につき、下記のとおり報告いたします。

記

事業名	補助金受入額 (A)	補助対象事業費内訳			差引 (A)-(B)
		事業費	補助率	補助金(B)	
健康診断					
人間ドック (頭部MR検査あり)					
人間ドック (頭部MR検査なし)					
研修会					
合計					

(様式第6号)

年 月 日

神戸市会議員厚生会
会長 様

神戸市長

神戸市会議員厚生会補助金額確定通知書

先に 年 月 日付 にて交付決定のあった、神戸市会議員
厚生会補助金について、額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 円

(様式第7号)

年 月 日

補助事業等実績報告書

神戸市長
様

神戸市議員厚生会
会長

年 月 日付 で交付決定のあった下記事業について、
その実績を報告します。

記

補助事業等の名称			
補助事業等の期間	開始年月日	年	月 日
	終了年月日	年	月 日
補助金等の額	(円)		
	円		
添付書類	・ 事業の実施状況がわかる書類 ・ 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類		

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。